

第5節 県たばこ税

第1 県たばこ税の事務処理について

県たばこ税の事務については、新潟県地域振興局設置条例（平成13年条例第60号）第2条の規定により、賦課徴収事務を新潟地域振興局において行う。

ただし、税率改正に伴う手持品課税については、県内各税務署から申告書が回付されるため、新潟地域振興局のほか、新発田地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局及び上越地域振興局で行うものとする。

第2 営業の改廃等の取扱い

卸売販売業者等の納税義務者の事務所等における営業の開始又は廃止については、次により処理すること。（法第74条の16第1項）。

- 1 営業の改廃等の報告書（省令第16号の8様式）を提出させること。
- 2 1の報告書の提出があった場合、速やかに税務課長あてに報告すること。

第3 県たばこ税の申告書の処理

1 道府県たばこ税の申告書等の受理

道府県たばこ税の申告書（省令第16号様式）、品目別課税標準数量明細書（省令第16号様式別表1）、及び市町村別課税標準数量明細書（省令第16号様式別表2、以下「申告書」という。）並びに受払い報告書（省令第16号の2様式）等、関係書類の提出があった場合は、次により処理すること。

- (1) 申告書には必ず受付印を押すこと。

郵送による申告書については、通信日付印の年月日をもって申告書受付年月日として取り扱い、申告書の所定の欄にその年月日を記載し、取扱者の確認印を押して受理を明確にしておくこと。

なお、この場合当該申告が期限後申告であつて、不申告加算金の対象となるものであるときは、郵送に用いられた封筒を申告書に添付しておくこと。

- (2) 申告書の記名は、納税義務者が2名以上あるものについては連署させ、また法人経営に係るものについては法人名、代表者名を記載させること。

また、申告書に電話番号を記載させること。

- (3) 申告税額等については精査検算を行い、税額等に誤りがある場合は当該申告者に訂正させ、訂正者に記名又は押印させ、事後の収納事務に錯誤又は支障が生じないように取り扱うこと。
- (4) 申告書の「課税免除を受けようとする本数」及び「課税免除を受けようとする税額」欄については、省令第8条の4に定める、当該製造たばこが外国航路に就航する船舶に積み込まれた等、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を添付させること。
- (5) 申告書の「返還控除を受けようとする数量」及び「返還控除を受けようとする金額」欄については、省令第8条の6に定める、販売契約の解除等、返還の事実を証するに足りる書類を添付させること。
- (6) 申告書の「既に納付又は還付の確定した税額又は金額」欄について、金額の記載があった場合は、その事実を確認の上、処理すること。

2 納付すべきたばこ税額がない場合

前月の初日から末日までの間において、申告納付すべきたばこ税額とその課税標準量がない場合についても、省令第8条の7に定める申告書及び必要書類を提出させること（本県に主たる事業所又は事業者が存在しない卸売販売業者等を除く）。

3 申告書の提出期限の特例の取扱い

法第74条の10第3項に定める申告書の提出期限の特例の要件に該当し、総務大臣の指定を受けた者は、省令第8条の5に定める第16号の3様式により、3か月分をまとめて申

告するので、留意すること。

4 納期限の延長の取扱い

卸売販売業者等が法第 74 条の 11 第 1 項に定める納期限の延長を受けようとする場合は、県たばこ税の納期限延長申請書（規則第 81 号様式の 7）を提出させること。

上記の申請があった場合、当該卸売販売業者等の納期限の延長の可否について、県たばこ税の納期限延長についての通知書（様式通達第 74 号様式）により通知すること。

5 返還による還付の取扱い

法第 74 条の 14 第 1 項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、控除を受けべき月において、申告書の提出を要しない者が還付を受けようとする場合は、省令第 8 条の 9 に定める申告書及びその明細書を提出させること。

6 申告と同時に不申告加算金を徴収した場合の措置

期限後に申告書の提出があった場合に、当該期限後申告に係る不申告加算金を便宜上事後決裁により徴収した場合（不申告加算金の決定通知前に徴収した場合）は、当該不申告加算金を徴収した取扱者は当該申告書の下部余白に「年月日不申告加算金〇〇円徴収済み」と記載するとともに認印を押して、その経過を明らかにしておくこと。

第 3 の 2 電子申告等に係る事務の取扱い

法第 747 条の 2 の規定に基づき、地方税に係る申告等の手続きを電子情報処理組織その他の情報通信技術を利用する方法により行わせる場合においては、以下の点に留意すること。

1 申告等の範囲

eLTAX（地方共同法人地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営する地方税ポータルシステムをいう。）を利用して行うことができる申告等（以下「電子申告等」という。）は、次に掲げる申告等とする。

- (1) 道府県たばこ税の申告書
- (2) 営業の開廃等の報告書その他申請書によ

り提出された届出書等

2 利用開始の届出

- (1) 電子申告等を行おうとする者から、予め次に掲げる事項の届出を受けること。なお、他税目で既に利用開始の届出を行っている場合は、対象とする税目を追加する届出で足りること。

ア （法人の場合）名称及び所在地

（個人の場合）氏名及び住所

イ （法人の場合）代表者の氏名及び住所

ウ 対象とする税目

エ その他参考となるべき事項

この場合にあっては、当該届出に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（eLTAX において利用可能な電子証明書に限る。）と併せて、eLTAX を利用して送信することにより行わせること。なお、当該届出を行おうとする者が税理士法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が届出を行う場合には、当該委嘱をした者に係る電子署名を行うこと及び電子証明書を送信することを要しない。

また、本県以外の都道府県又は市町村に対して届出を行った者は、当該届出を行うことを要しない。

- (2) (1)の届出を受理したときは、当該届出の内容について新潟県税務総合オンラインシステムの納税義務者登録情報と突合し、審査を行うこと。

3 電子申告等の審査

- (1) eLTAX において受理した 1 の申告等については印刷を行った上で、紙での申告等と同様に処理すること。
- (2) eLTAX において受理した申告書の申告日は、eLTAX による申告が行われた日を記載すること。（例：令和 6 年 12 月 1 日（日）に eLTAX による申告が行われた場合、061201 と記入）

また、受付印（收受印）についても、同一の日付を押印すること。

第4 更正、決定及び普通徴収

1 更正、決定

- (1) 更正、決定の決議は、県たばこ税の更正・決定通知書（決議書）（様式通達第75様式。以下「更正・決定通知書」という。）により行うこと。

なお、更正、決定の決議は、当該更正、決定に係る調定決議と同時に行うこと。

- (2) 更正、決定の決議を了したときは、速やかに当該納税義務者等に更正・決定通知書を発付すること。
- (3) 更正・決定通知書に指定すべき納期限は、当該通知書を発付する日（更正・決定通知書に記載する通知年月日）から1か月を経過した日とすること。（法第74条の21第1項）

なお、期限の指定に当たっては、法第20条の5の期限の特例が適用されるものであること。

- (4) 更正・決定通知書を郵送したか又は送達書（様式通達第27号様式）により送達したかを「発送年月日」とともに明記しておくこと。

(5) 更正の請求の取扱い

申告書の提出後、当該申告書に記載した課税標準若しくは税額等の計算が法令の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、納入すべき税額が過大であったときは、更正の請求（法第20条の9の3）により処理すること。

2 普通徴収

- (1) 普通徴収の調定決議については、第6・1(3)によること。
- (2) 調定決議を了したときは、ワンライティングで納税通知書兼領収書、納付書及び領収済通知書を作成すること。
- (3) 普通徴収においては納税義務者に対する期限の利益がはく奪されるものであるから、直ちに納付するよう納付期限を指定すること。

ただし、郵送による場合は通常の郵送期間を考慮して定めること。

第5 各種加算金の決定

1 加算金の課率等

加算金の課率、計算の基礎となる税額及び加算金の端数計算については、第3章第1節第6・1(1)別表参照のこと。

2 過少申告加算金

過少申告加算金の決定及び通知等は次の事項に留意して処理すること。

- (1) 過少申告加算金の決定及び通知の決議は、過少申告加算金が徴収されることとなった更正の決議と同時に行うこと。
- (2) 当初の申告が零申告であっても申告書が申告期限までに提出されていれば、当該申告に係る更正については過少申告加算金が徴収されるものであること。
- (3) 申告書の提出期限後にその提出があった場合で、正当な理由があることにより不申告加算金を徴収されなかったものでも、その後更正をした場合は、過少申告加算金を徴収することができるものであること。
- (4) 法第74条の23第1項に規定する正当な理由とは、誤算又は誤記等善意の過失等によるものであること。

なお、徴収しないこととした場合は3(5)に準じて処理すること。

- (5) 更正の場合において、徴収すべき過少申告加算金の決議をしなかったことその他の理由により、過少申告加算金を更正とは別に決議する場合は、3(1)に準じて処理すること。
- (6) 決定通知した過少申告加算金を誤りその他の理由により取消し又は訂正する場合は、3(6)に準じて処理すること。
- (7) 増額更正による不足額が期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超えるときは5/100の加算があることに留意すること。なお、この場合の加算金の確定金額の端数処理は、5/100の加算をした後の金額に対して1度に限り適用があることに留意すること。

3 期限後申告に係る不申告加算金

期限後申告に係る不申告加算金の決定及び

通知等は次の事項に留意のうえ処理すること。

- (1) 申告期限後に申告書の提出があったことにより不申告加算金を徴収するときは、不申告加算金決定通知書（決議書）（様式通達第 77 号様式）により、決議をし、決議を了したときは不申告加算金決定通知書と同決議書に契印を押し、同通知書を発付すること。

なお、通知書を発付するときは、納付（納入）書を添付すること。

- (2) 不申告加算金の納期限は、通知書を発付する日から 1 か月を経過した日とすること。

なお、納期限の指定に当たっては、法第 20 条の 5 の期限の特例が適用されるものであること。

- (3) 申告と同時に不申告加算金を徴収した場合（第 3、6 の場合）であっても、不申告加算金決定通知書は送付すること。

この場合、不申告加算金決定通知書の「この金額を指定納期限までに納めてください。」の字句をまっ消し、そのまっ消した字句の上部余白に「上記の金額は〇年〇月〇日納付済みである。」旨記載すること。

- (4) 法第 74 条の 23 第 2 項に規定する、申告書の提出期限後であることについての「正当な理由」とは、次のような場合であること。

なお、正当な理由に準じて不徴収とする場合として、昭和 48 年 7 月 12 日付け総務部長内かんによる例もあるので留意すること。

ア 風水害、火災等の災害その他やむを得ない理由による場合

イ 盗難により申告書の作成が遅延した場合

ウ 病気その他期限までに申告書の提出ができなかったことについて、真にやむを得ない理由のある場合

- (5) 正当な理由により不申告加算金を徴収しないこととした場合は、別に決議書を作成し処理すること。

なお、この決議書の様式は不申告加算金の算出の基礎及び納税義務者等の氏名、理由、その他必要な事項を具備したもので、任意作成すること。

- (6) 決定通知した不申告加算金を誤りその他の理由により取消し又は訂正する場合は、不申告加算金決定通知書（決議書）により様式の必要な字句を訂正加除し、不申告加算金（訂正）通知書（決議書）を作成し、決議のうえ処理すること。

- (7) 期限後申告した税額が 50 万円を超える場合、当該超える部分に相当する金額に次の加算があることに留意すること。

ア 50 万円超 300 万円以下 5/100

イ 300 万円超 10/100

ただし、納入すべき税額が 300 万円を超えることについて、特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。（ただし、令和 6 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものから適用する。）

なお、この場合の加算金の確定金額の端数処理は、加算をした後の金額に対して 1 度に限り適用があることに留意すること。

- (8) 不申告加算金を課す際には、その加算金額に 10/100 の加算をする場合があることから、申告書の提出期限後のその提出があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間の、県たばこ税に係る不申告加算金（更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない期限後申告によるものを除く。）及び重加算金（以下この節において「不申告加算金等」という。）の賦課の有無を確認すること。（ただし、平成 29 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものから適用する。）

また、その期限後申告に係る地方税の前年度及び前々年度の当該地方税の属する税目について、不申告加算金又はこれに代えて課される重加算金（以下この節において「特定不申告加算金等」という。）に係る決定をすべきと認める場合についても、その期限後申告に基づき課する不申告加算金の割合を 10/100 を加算する措置があるこ

とに留意すること。（ただし、令和 6 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものから適用する。）

4 更正、決定に係る不申告加算金

更正、決定に係る不申告加算金の決定通知等は次により行うこと。

- (1) 不申告加算金の決定及び通知の決議は、不申告加算金が徴収されることとなった当該更正、決定の決議において同時にすること。
- (2) 更正、決定の場合において不申告加算金の決定をしなかったことその他の理由により、不申告加算金を更正、決定とは別に決定通知をする場合の処理は 3 (1) に準ずること。
- (3) 3 (4)～(8)の事項は、更正、決定に係る不申告加算金について準用すること。

5 重加算金

- (1) 重加算金の決定及び通知の決議は、重加算金が徴収されることになった当該更正、決定の決議において同時にすること。
- (2) 決定通知した重加算金を、誤りその他の理由により、取消し又は訂正する場合は、3 (6) に準じて処理すること。
- (3) 更正、決定の場合において重加算金の決定をしなかったことその他の理由により、重加算金を更正、決定とは別に決定及び通知する場合の処理は 3 (1) に準ずること。
- (4) 重加算金を課す際には、その加算金額 10/100 の加算をする場合があることから、申告書の提出期限後のその提出又は法第 74 条の 20 第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定があった日の前日から起算して 5 年前の日まで間の、県たばこ税に係る不申告加算金等の賦課の有無を確認すること。（ただし、平成 29 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものから適用する。）

また、その期限後申告又は更正若しくは決定（以下この節において「期限後申告等」という。）に係る地方税の前年度及び前々年度の当該地方税の属する税目について、

特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合についても、その期限後申告等に基づき課する重加算金の割合を 10/100 を加算する措置があることに留意すること。（ただし、令和 6 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものから適用する。）

第 6 調定

1 調定事務

(1) 申告に係る調定

県たばこ税調定決議書（基本要綱第 67 号様式。以下「調定決議書」という。）及び県たばこ税調定内訳書（基本要綱第 68 号様式。以下「調定内訳書」という。）に申告書等を添付して決議すること。

(2) 更正、決定に係る調定

調査資料等に基づき、調定決議書及び調定内訳書により決議すること。

(3) 普通徴収に係る調定

調査資料に基づき、(2) に準じて決議すること。

(4) 審査請求に係る調定

更正、決定等に対する審査請求が認容（取消し又は一部取消し）されたものについては、裁決書に基づき、再更正の決議と同時に調定決議書及び調定内訳書により決議すること。

(5) 期限後申告等に係る不申告加算金の調定

期限後申告に係る不申告加算金の調定又は更正、決定とは別に決定する各種加算金の調定は(2)に準じて処理すること。

(6) 納期の一定している収入は、その納期の

末日の属する年度が所属会計年度となる（地方自治法施行令第 142 条第 1 項第 1 号）ので、3 月中に営業を廃止し、同月中に申告納付した場合、調定年度区分は、申告納付期限（4 月末日）の属する年度すなわち新年度調定となるので留意すること。

2 出納整理期間中における加算金の調定年度区分

出納整理期間中（4 月 1 日から 5 月 31 日ま

で)における加算金の調定年度区分は次によること。

- (1) 更正、決定又は期限後申告等により課される各種加算金については、本税の所属年度にかかわらず新年度調定とすること。
- (2) 加算金を減額する場合は、既調定済額の誤びゅう訂正及び現年課税分で減額処理日現在未納となっているものを除き、新年度所属の過年度分減額調定とすること。